

秘

行政簡素化實施ノ爲ニスル商工省官制中改正ノ件

昭和七年十月十八日	決議
昭和七年十一月一日	公布
勅令第七五二號	

参照添附

技手 專任五人

第四條 農林省ニ左ノ職員ヲ置キ農政局ニ屬セシム

二十九 肥料ニ關スル事務ニ從事スル者

書記官 專任一人

事務官 專任四人

技師 專任六人

屬 專任十人

技手 專任十人

三十四 飼料ニ關スル事務ニ從事スル者

事務官 專任一人

技師 專任一人

屬 專任一人

技手 專任四人

勅令第 號

商工省官制中左ノ通改正ス

第一條中「鑛產物及工業品ノ生産、配給及消費ニ關スル事務、」ノ下ニ「交易ニ關スル事務、交易ニ伴フ外國爲替ノ管理ニ關スル事務、」ヲ加フ

第二條中「鑛産局」ヲ「金屬局」ニ改メ「纖維局」ノ次ニ「交易局」ヲ加フ

第四條 金屬局ニ於テハ鑛物及金屬ニ關スル事務（農林畜水産業専用物品ノ配給及消費ニ關スル事務ヲ除ク）ヲ掌ル

第五條ヲ削リ第六條ヲ第五條トシ以下第八條迄順次一條宛繰上グ

第八條 交易局ニ於テハ交易ニ關スル事務並ニ外國爲替管理ニ關スル事務ニシテ貨物ノ輸出爲替ノ處分、貨物ノ輸入爲替及輸入信用狀ノ取得（外

國爲替銀行ノ爲ス處分及取得ヲ除クニ關スルモノ及外國爲替ヲ取組マズシテ爲ス貨物ノ輸出及輸入ノ取締ニ關スルモノヲ掌ル

第九條 商工省ニ交易局參與ヲ置キ交易局ノ局務ニ參與セシム

參與ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳勅任官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第十條 商工大臣ハ必要ト認ムル地ニ交易事務所ヲ設ケ交易局ノ局務ヲ分掌セシムルコトヲ得

交易事務所長ハ商工書記官又ハ商工事務官ヲ以テ之ニ充ツ

第十二條中「專任十人」ヲ「專任十五人」ニ改ム

第十三條第一項中「商工事務官專任十七人」ヲ「商工事務官專任二十四人」

ニ、「商工理事官專任十人」ヲ「商工理事官專任八人」ニ改ム

第十四條第一項中「統計官專任三人」ヲ「統計官專任二人」ニ改ム

第十五條 商工省ニ爲替管理官專任一人ヲ置ク

爲替管理官ハ奏任トス上官ノ命ヲ承ケ外國爲替管理法ニ基ク検査其ノ他ノ管理事務ヲ掌ル

第十七條第一項中「工業組合事務官專任三人」ヲ「工業組合事務官專任二人」ニ改ム

第十八條第一項中「商工技師專任三十四人」ヲ「商工技師專任三十六人」ニ改ム

第十九條中「專任七十人」ヲ「專任百三人」ニ改ム

第二十一條 商工省ニ爲替管理官補二人ヲ置ク

爲替管理官補ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ外國爲替管理法ニ基ク検査其

ノ他ノ管理事務ニ従事ス

第二十二條第一項中「商工技手専任百十二人」ヲ「商工技手専任百十三人」

ニ改ム

第二十三條第三項及第四項中「勞働衛生」ヲ「勤勞衛生」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

貿易局官制ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際現ニ貿易局職員ノ職ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ

貿易局書記官ハ商工書記官ニ、貿易局事務官ハ商工事務官ニ、貿易局統計

官ハ商工省統計官ニ、貿易局爲替管理官ハ商工省爲替管理官ニ、貿易局理

事官ハ商工理事官ニ、貿易局技師ハ商工技師ニ、貿易局屬ハ商工屬ニ、貿

易局統計官補ハ商工省統計官補ニ、貿易局爲替管理官補ハ商工省爲替管理

官補ニ、貿易局技手ハ商工技手ニ同官等俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ貿易局職員ニシテ休職中ノモノ別ニ辭令ヲ發セラレザル

トキハ休職ノ儘前項ノ例ニ依リ商工省職員ニ同官等俸給ヲ以テ任ゼラレタ

ルモノトス

參照

○商工省官制

昭和十四年
勅令第三百八十六號

第一條 商工大臣ハ礦產物及工業品ノ生産、配給及消費ニ關スル事務、
交易ニ關スル事務、交易ニ伴フ外國爲替ノ管理ニ關スル事務、商一般
ニ關スル事務並ニ度量衡及計量ニ關スル事務ヲ管理ス
第二條 商工省ニ左ノ七局ヲ置ク

總務局

企業局

金屬局

礦產局

鐵鋼局

化學局

機械局

纖維局

交易局

第四條 金屬局ニ於テハ鑛物及金屬ニ關スル事務（農林畜水産業専用物品ノ配給及消費ニ關スル事務ヲ除ク）ヲ掌ル

第四條 鑛産局ニ於テハ他ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外鑛物及金屬ニ關スル事務ヲ掌ル

第五條 鐵鋼局ニ於テハ鐵鑛及鐵鋼ニ關スル事務（農林畜水産業専用物品ノ配給及消費ニ關スル事務ヲ除ク）ヲ掌ル

第六條 化學局ニ於テハ他ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外化學工業

品ニ關スル事務（工業鹽及粗製樟腦ノ配給及消費ニ關スル事務ヲ含ミ、飲食料品ノ生産、配給及消費ニ關スル事務、化學肥料ノ生産數量、配給及消費ニ關スル事務並ニ化學肥料以外ノ農林畜水産業専用物品ノ配給及消費ニ關スル事務ヲ除ク）ヲ掌ル

第七條 機械局ニ於テハ機械ニ關スル事務（農林畜水産業専用物品ノ配給及消費ニ關スル事務ヲ除ク）並ニ度量衡及計量ニ關スル事務ヲ掌ル

第八條 纖維局ニ於テハ纖維工業品ニ關スル事務（農林畜水産業専用物品ノ配給及消費ニ關スル事務ヲ除ク）ヲ掌ル

第九條 交易局ニ於テハ交易ニ關スル事務並ニ外國爲替管理ニ關スル事務ニシテ貨物ノ輸出爲替ノ處分、貨物ノ輸入爲替及輸入信用狀ノ

取得（外國爲替銀行ノ爲ス處分及取得ヲ除ク）ニ關スルモノ及外國
爲替ヲ取組マズシテ爲ス貨物ノ輸出及輸入ノ取締ニ關スルモノヲ掌
ル

第九條 商工省ニ交易局參與ヲ置キ交易局ノ局務ニ參與セシム
參與ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳勅任官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之
ヲ命ズ

第九條 削除

第十條 商工大臣ハ必要ト認ムル地ニ交易事務所ヲ設ケ交易局ノ局務
ヲ分掌セシムルコトヲ得

交易事務所長ハ商工書記官又ハ商工事務官ヲ以テ之ニ充ツ

第十條 削除

第十二條 商工書記官ハ專任十五人ヲ以テ定員トス

第十三條 商工省ニ商工事務官專任十七二十四人及商工理事官專任十
八人ヲ置ク

商工事務官及商工理事官ハ奏任トス上官ノ命ヲ承ケ商工省ノ事務ヲ
掌ル

第十四條 商工省ニ統計官專任三二人ヲ置ク

統計官ハ奏任トス上官ノ命ヲ承ケ商工統計ヲ掌ル

第十五條 商工省ニ爲替管理官專任一人ヲ置ク
爲替管理官ハ奏任トス上官ノ命ヲ承ケ外國爲替管理法ニ基ク検査其
ノ他ノ管理事務ヲ掌ル

第十五條 削除

第十七條 商工省ニ工業組合事務官專任三二人ヲ置ク

工業組合事務官ハ奏任トス上官ノ命ヲ承ケ工業組合ニ關スル事務ヲ

掌ル

第十八條 商工省ニ商工技師專任三十四三十六人ヲ置ク

商工技師ハ奏任トス但シ内二人以内ヲ勅任ト爲スコトヲ得

商工技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十九條 商工屬ハ專任七十百三人ヲ以テ定員トス

第二十一條 商工省ニ爲替管理官補二人ヲ置ク

爲替管理官補ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ外國爲替管理法ニ基ク檢

査其ノ他ノ管理事務ニ從事ス

第二十一條 削除

第二十二條 商工省ニ商工技師專任百十二百十三人ヲ置ク

商工技師ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス

第二十三條 商工省ニ鑛務監督官及鑛務監督官補ヲ置ク

鑛務監督官ハ商工書記官、商工事務官又ハ商工技師ヲ以テ、鑛務監

督官補ハ商工屬又ハ商工技師ヲ以テ之ニ充ツ

鑛務監督官ハ上官ノ命ヲ承ケ鑛業警察（鑛山ニ於ケル労働衛生勤勞

衛生ヲ除ク）ニ關スル事務ヲ掌ル

鑛務監督官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ鑛業警察（鑛山ニ於ケル労働衛生

勤勞衛生ヲ除ク）ニ關スル事務ニ從事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

貿易局官制ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際現ニ貿易局職員ノ職ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレザルト
キハ貿易局書記官ハ商工書記官ニ、貿易局事務官ハ商工事務官ニ、貿
易局統計官ハ商工省統計官ニ、貿易局爲替管理官ハ商工省爲替管理官
ニ、貿易局理事官ハ商工理事官ニ、貿易局技師ハ商工技師ニ、貿易局
屬ハ商工屬ニ、貿易局統計官補ハ商工省統計官補ニ、貿易局爲替管理
官補ハ商工省爲替管理官補ニ、貿易局技手ハ商工技手ニ同官等俸給ヲ

以テ任ゼラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ貿易局職員ニシテ休職中ノモノ別ニ辭令ヲ發セラレ
ザルトキハ休職ノ儘前項ノ例ニ依リ商工省職員ニ同官等俸給ヲ以テ任
ゼラレタルモノトス

参照

○高等官官等俸給令 明治四十三年
勅令第百三十四號

第八條 勅任文官ノ俸給ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外左ノ如シ

商工省物資調整官 年俸 一級四千六百五十圓
二級四千三百圓

第十四條 別表第二表第一號ニ依ル諸官左ノ如シ

商工省輸出品監督官

燃料局書記官

(別表第一表商工省ノ部略ス)

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ貿易局輸出品監督官又ハ貿易局輸出品監督官補ノ職

ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ貿易局輸出品監督官ハ商工省
輸出品監督官ニ、貿易局輸出品監督官補ハ商工省輸出品監督官補ニ同
官等俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス但シ文官ノ資格ニ關スル規定ノ
適用ヲ妨グズ
本令施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル花菱検査規則ノ罰則ノ適用ニ付テ
ハ同令ハ本令施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

參照

○貿易局官制

昭和十二年
勅令第三百二十三號

第一條 貿易局ハ商工大臣ノ管理ニ屬シ貿易ニ關スル事務並ニ外國爲
替管理ニ關スル事務ニシテ貨物ノ輸出爲替ノ處分、貨物ノ輸入爲替
及輸入信用狀ノ取得（外國爲替銀行ノ爲ス處分及取得ヲ除ク）ニ關
スルモノ及外國爲替ヲ取組マズシテ爲ス貨物ノ輸出及輸入ノ取締ニ
關スルモノヲ掌ル

第二條 貿易局ニ左ノ職員ヲ置ク

- 長官 勅任
- 部長 三人 勅任

書記官	專任九人	奏任
事務官	專任十三人	奏任
爲替管理官	專任二人	奏任
統計官	專任一人	奏任
理事官	專任一人	奏任
技師	專任八人	奏任
屬	專任五十六人	判任
爲替管理官補	專任四人	判任
統計官補	專任五人	判任
技手	專任十二人	判任

第三條 貿易局ニ總務課及左ノ三部ヲ置ク

第一部

第二部

第三部

總務課ニ於テハ人事、文書及會計ニ關スル事務、貿易行政ノ連絡調整ニ關スル事務並ニ他ノ主管ニ屬セザル事務ヲ掌ル

第一部ニ於テハ貿易計畫及地域ニ係ル貿易ニ關スル事務ヲ掌ル

第二部ニ於テハ物品ニ係ル輸出貿易ニ關スル事務並ニ外國爲替管理ニ關スル事務ニシテ貨物ノ輸出爲替ノ處分（外國爲替銀行ノ爲ス處分及取得ヲ除ク）ニ關スルモノ及外國爲替ヲ取組マズシテ爲ス貨物ノ輸出ノ取締ニ關スルモノヲ掌ル

第三部ニ於テハ物品ニ係ル輸入貿易ニ關スル事務並ニ外國爲替管理

ニ關スル事務ニシテ貨物ノ輸入爲替及輸入信用狀ノ取得（外國爲替銀行ノ爲ス處分及取得ヲ除ク）ニ關スルモノ及外國爲替ヲ取組マズシテ爲ス貨物ノ輸入ノ取締ニ關スルモノヲ掌ル

第四條 貿易局ニ參與ヲ置キ局務ニ參與セシム

參與ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳勅任官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第五條 貿易局ニ顧問七人以内ヲ置キ局務ヲ輔ケシム

顧問ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

顧問ハ勅任官ノ待遇トス但シ本官ヲ有スル者ニ付テハ本官ノ受クル待遇ニ依ル

第六條 商工大臣ハ必要ト認ムル地ニ貿易事務所ヲ設ケ局務ヲ分掌セシムルコトヲ得

貿易事務所長ハ書記官又ハ事務官ヲ以テ之ニ充ツ

第七條 長官ハ商工大臣ノ指揮監督ヲ承ケ局務ヲ統理シ部下ノ職員ヲ指揮監督シ判任官以下ノ進退ヲ專行ス

第八條 部長ハ長官ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

第九條 書記官、事務官及理事官ハ上官ノ命ヲ承ケ局務ヲ分掌ス

第九條ノ二 爲替管理官ハ上官ノ命ヲ承ケ外國爲替管理法ニ基ク検査其ノ他ノ管理事務ヲ掌ル

第十條 統計官ハ上官ノ命ヲ承ケ貿易統計ヲ掌ル

第十一條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十二條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第十二條ノ二 爲替管理官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ外國爲替管理法ニ基

ク検査其ノ他ノ管理事務ニ従事ス

第十三條 統計官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ貿易統計ニ従事ス

第十四條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

參照

○高等官官等俸給令 明治四十三年 勅令第百三十四號

第八條 勅任文官ノ俸給ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外左ノ如シ

商工省物資調整官 年俸 一級四千六百五十圓 二級四千三百圓

第十四條 別表第二表第一號ニ依ル諸官左ノ如シ

商工省輸出品監督官

燃料局書記官

(別表第一表商工省ノ部略ス)

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ貿易局輸出品監督官又ハ貿易局輸出品監督官補ノ職

ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ貿易局輸出品監督官ハ商工省
輸出品監督官ニ、貿易局輸出品監督官補ハ商工省輸出品監督官補ニ同
官等俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス但シ文官ノ資格ニ關スル規定ノ
適用ヲ妨グズ
本令施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル花菱検査規則ノ刪則ノ適用ニ付テ
ハ同令ハ本令施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

行政簡素化實施ノ爲ニスル遞信省官制中改正ノ件

參照添附

昭和七年十月十八日	決議
昭和七年十一月一日	公布
勅令 第七五四	號